

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 3 年 12 月 21 日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

- 1 契約の概要
横浜市長選挙 選挙公報の印刷
- 2 履行（納品）場所
神奈川県内の別途指定する場所
- 3 契約日
令和 3 年 8 月 2 日
- 4 履行日又は履行期間
令和 3 年 8 月 11 日
- 5 契約金額
11,257,680 円（概算契約）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社神奈川新聞社
横浜市中区太田町 2 丁目 2 3 番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市長選挙にかかる選挙公報は立候補者が 6 人以下の場合はタブロイド版、7 人以上の場合はブランクで印刷するため、立候補者数によって紙面の大きさが異なる。今回の選挙では出馬表明者が続出し、立候補予定者数を想定することが困難であったため、令和 3 年 7 月 16 日に実施した立候補予定者説明会での参加者数を根拠とし、契約を締結する必要があった。

本業務は今回選挙の告示日である 8 月 8 日に印刷にかかる各種作業を開始する必要があり、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたすこととなり、市民及び本市にとって償うことのできない損害が生ずる状況であったため。

8 契約の相手方の選定理由

現状で本業務を遂行可能な事業者は、横浜市選挙管理委員会が選挙公報の印刷を行うことが定められている直近の地方選挙（平成 31 年 4 月 7 日執行横浜市議会議員一般選挙）の入札において、当該業務を落札した唯一の事業者であり、本業務を確実に遂行できるため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課